

## 鹿児島市交通局新脇田変電所更新基本・実施設計業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

鹿児島市交通局新脇田変電所更新基本・実施設計業務委託

### 2. 委託業務場所

鹿児島市宇宿三丁目

### 3. 敷地面積

約 2 4 7 m<sup>2</sup>

### 4. 用途地域等

第一種住居地域、建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 %

### 5. 施設概要

建築物関係            変電所

### 6. 委託内容

- (1) 測量業務
- (2) 地質調査業務
- (3) 基本設計
  - ① 変電所建屋基本設計
  - ② 変電設備基本設計
- (4) 実施設計
  - ① 変電所建屋実施設計
  - ② 変電設備実施設計

### 7. 業務の処理等

- (1) 受注者は、設計の実施にあたり、発注者の指示に従うこと。
- (2) 受注者は、設計を行うにあたって、業務に必要な調査及び関係機関等との協議を十分かつ適切に行い、記録を取り、設計に反映させること。
- (3) 受注者は、業務の詳細及び作業範囲について、発注者と事前に十分な協議を行い、業務を的確に達成しなければならない。
- (4) 本業務の履行に当たり、目的、趣旨等を十分に理解した上で、最高の技量を発揮して、遂行すること。
- (5) 受注者は、事業課と綿密に協議を行うとともに、設備設計者と綿密に連携をとり、適切な時期に十分な協議を行い、互いに業務の調整を図り、その結果を十分にかつ適切に反映させた設計を行うこと。
- (6) 交通渋滞対策等周辺環境に十分配慮した計画とすること。
- (7) 受注者は、本業務で知り得た事項については、委託者の承諾を得ることなく他に公表又は転用してはならないこと。
- (8) 本業務委託の実施に当たり、業務の適切な遂行を図るため、担当技術者と監督員は常に

密接な連絡をとり、その協議事項については、記録し、次の打ち合わせの際、相互に確認すること。

- (9) 受注者は、作業の途中において、監督員が中間報告を求めた時は、直ちに報告を行うこと。
- (10) 発注者は、受注者に対し、部分使用を請求することができるものとする。
- (11) 受注者は、調査及び報告書作成に際し、必要な図書資料等がある場合においては、所定の手続きを行ったうえで借り受けること。
- (12) 受注者は、貸与された関係資料を外部に漏らしてはならず、業務の完了後は速やかに委託者に返還すること。
- (13) 受注者は、業務に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記すること。
- (14) 設計は、建築基準法その他関係法令、公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）最新版等に適合するように設計すること。
- (15) 建設コスト、施設完成後の維持管理・保全や将来の運営などを含めたライフサイクルコストに配慮した設計を行うこと。
- (16) 降灰・塩害・台風・集中豪雨・地震などへの防災対策並びに防音対策を十分に講ずること。
- (17) 設計に当たり特殊な機材を使用する場合は、予め監督員の承諾を得ること。
- (18) 受注者は、業務に必要な調査・打合せを適切に行い設計するとともに、設計に必要な資料等を作成するものとする。

## 8. 業務の疑義

受注者は、契約書又は本特記仕様書に明記されていない事項や本業務に関し疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に従うこと。

## 9. 書類の提出

受注者は、契約締結後、本業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅滞なく監督員に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務計画書等
  - ① 当初(変更)業務工程表・・・（「契約書第3条関係」第1号様式）
    - ・業務工程表は、他の関連業務とすり合わせを行い作成すること。
    - ・計画通知が必要な物件は、図面提出日を記入すること。
    - ・契約日から14日以内に提出すること。
  - ② 管理技術者・照査技術者選任（変更）通知書・・・「契約書第13・14条関係」第4号様式
    - ・契約日から14日以内に提出すること。
  - ③ 管理技術者・照査技術者経歴書
  - ④ 建築士法第24条の8に基づく書面
  - ⑤ 主任技術者選任（変更）通知書
  - ⑥ 主任技術者経歴書
  - ⑦ 設計業務委託担当者届
- (2) 受注者は、業務を完了したときは、すみやかに「工事等検査調書」、「成果物引渡申出書」を発注者に提出するものとする。
- (3) 設計委託期間内に計画通知の受付を終えること。

## 10. 製図の方法

- (1) 製図用紙 白紙 A3判
- (2) 寸法 メートル法

## 11. 提出成果品

受注者は、業務完了後遅滞なく、次の成果品を提出し、検査を受けなければならない(可能なものは両面印刷とする)。

### (1) 基本設計業務

- ① 透視図
- ② 工事工程表
- ③ 工事費概算書
- ④ 関係機関との協議記録書

成果物は、原則として工事発注区分毎に作成すること。

### (2) 実施設計業務

- ① 図面
- ② 構造計算書
- ③ 透視図
- ④ 数量明細書(積算根拠一式、材料拾出表)
- ⑤ 内訳明細書(金額記入)
- ⑥ 単価根拠資料(見積書(原則3社以上)、見積比較表、刊行物類写し、刊行物類比較表及び複合単価作成表)
- ⑦ 各計算書
- ⑧ 関係機関との協議記録書

成果物は、原則として工事発注区分毎に作成すること。

※その他追加で発注者から求められた資料等提出すること。

## 12. 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品ガイドライン(案)【建築・設備編】:(以下「ガイドライン」という。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

なお、ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R又はDVD-R)で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来通りの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

## 13. 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和7年3月7日までとする。

但し、基本設計業務については、契約開始日より5月以内に業務を完了し、発注者の検査を受けること。

## 14. 前払金

受注者は業務委託料が100万円以上の契約について、10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

## 15. 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時又は完了時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「通知書」を作成し、発注者の確認を受けたうえ、受注者は契約後15日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から15日以内（土、日、祝日等を除く）に、完了時は業務完了後15日以内（土、日、祝日等を除く）に、（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに発注者に提出しなければならない。

## 16. その他

- (1) 本業務委託は、鹿児島市契約規則によるものとする。
- (2) 工事の分離分割発注を踏まえて、発注者と十分に協議し設計を行うこと。
- (3) 本設計業務委託での積算は、鹿児島県土木部編集「建築工事積算マニュアル（最新版）」によるものとし、これに明記していないものは、日本建築積算協会編集「建築数量積算基準・同解説」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準（最新版）」に基づくこと。また、単価の根拠資料になる見積については、地場産業育成の立場から、できるだけ市内業者からの徴取に努めること。
- (4) 関係機関（市建築指導課、市道路管理課、市土地利用調整課、市都市景観課、市環境保全課、市消防局、市水道局、電力・ガス・電気通信会社、その他関係機関等）と必要に応じて十分協議すること。（協議結果について、記録し提出すること。）
- (5) 設計及び工事発注に際して必要な資料等を作成し提出を行うこと。
- (6) 住民説明会等に必要な資料の作成、説明会への出席等について対応すること。
- (7) 本業務委託に伴い提出する関係書類については、可能な限り、国等による環境物品等の調達に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針適合製品（紙類及び文具類）又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。
- (8) 本業務委託に伴い提出する書類については、写真やメーカー提供の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り両面印刷とすること。
- (9) 建設工事費については、徹底したコスト管理に努めること。
- (10) 暴力団関係者等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅延なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (11) 本設計業務委託は、管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置すること。なお、変電設備基本設計・変電設備実施設計に関しては軌道に関わる業務であるため、管理技術者は、「技術士（建設部門 鉄道）」、「RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）（鉄道）」の資格を有するものを配置させること。なお、管理技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼務できないものとする。
- (12) 内訳明細書の作成は、営繕積算システムRIBC2による。